

季節労働者通年雇用人材育成事業プログラム

季節労働者の通年雇用化に向け、需要が高く就職に有利な資格を取得するための技能講習を実施します（厚生労働省北海道労働局委託事業）。

内容

- ① 車両系建設機械（整地など）運転技能講習
- ② フォークリフト運転技能講習
- ③ 玉掛け技能講習
- ④ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ⑤ 高所作業車運転技能講習
- ⑥ 介護職員初任者研修

対象 石狩市に住民登録がある季節労働者で、資格を取得して通年雇用化を望む方のうち、次のいずれかに該当する方

○雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方

○現在離職中で、直前に「令和7年度または令和8年度の短期雇用特例被保険者」であった方

○現在離職中で、直前の離職に係る雇用保険が一般被保険者であったものの、その受給資格がなく、かつ前々職が「令和7年度または令和8年

度の短期雇用特例被保険者であった方（前々職に係る離職が令和7年3月31日以前の方は対象外）

定員 ①2人、②～⑥各1人

※申込順

費用 無料。ただし、自己都合などで受講を中止した場合は全額自己負担

申込方法 電話連絡後、確認書類などを窓口に参加

申込期限 令和9年3月12日（金）

申込・問合せ 石狩市季節労働者通年雇用促進協議会（市役所3階 商工労働課内）

☎72・3166

福祉除雪サービス事業の協力事業者募集

冬期間の高齢者世帯などの安心な暮らしを支えるため、本事業に協力いただける事業者を募集します。現在は（公社）石狩市シルバー人材センター、札幌勤労者企業組合の協力により事業を実施していますが、近年は除雪の担い手不足が深刻化し、新たな担い手の確保が課題となっています。地域の高齢者世帯などを共に支える企業・団体からのご連絡をお待ちしています。

問合せ 高齢者支援課

☎72・7014

高額療養費制度が見直されました

高額療養費制度とは、ひと月の医療費の自己負担額が上限額を超えた分を払い戻す制度です。令和8年8月診療分から、月額自己負担限度額が変更となるほか、新たに年単位の上限額が設けられました。

問合せ 国民健康保険課 ●国民健康保険：給付担当 ☎72・3633

●後期高齢者医療制度：障がい者・高齢者医療担当 ☎72・3125

■高額療養費自己負担限度額（令和8年8月診療分～令和9年7月診療分）

国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満の方、後期高齢者医療加入者

国民健康保険の加入者で70歳未満の方

所得※1	区分	1カ月の自己負担限度額	年間上限額※4
		4回目以降※2	
住民税課税世帯	901万円超	270,300円+（10割分医療費-901,000円）×1%	168万円
		140,100円	
	600万円超	179,100円+（10割分医療費-597,000円）×1%	111万円
		93,000円	
住民税課税世帯	210万円超	85,800円+（10割分医療費-286,000円）×1%	53万円
		44,400円	
	210万円以下	61,500円	53万円※3
		44,400円	
住民税非課税世帯	オ	36,900円	29万円
		24,600円	

住民税の課税所得	区分	1カ月の自己負担限度額		年間上限額※4
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
住民税課税世帯	690万円以上	4回目以降※2		168万円
		270,300円+（10割分医療費-901,000円）×1%	140,100円	
	380万円以上	179,100円+（10割分医療費-597,000円）×1%	93,000円	111万円
		85,800円+（10割分医療費-286,000円）×1%	44,400円	
住民税非課税世帯	145万円以上	22,000円	61,500円	53万円※3
		【年間上限額 216,000円】	44,400円	
	低所得者Ⅱ・区Ⅱ	11,000円	25,700円	29万円
		【年間上限額 96,000円】	24,600円	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅰ・区Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

※1 各加入者の所得から基礎控除額を差し引いた金額の合計

※2 多数回該当（過去12カ月で世帯4回目以降の支給）の限度額

※3 年収約200万円未満（課税所得が28万円未満）である場合は年間上限額41万円（令和9年8月以降に償還払い）

※4 年間上限額の計算期間は8月1日～翌年7月31日



住宅改修による 家屋の固定資産税減額措置

次の要件に適合する住宅の改修工事を行った場合、翌年度(1年間)の住宅の固定資産税が減額されます。 問 税務課 ☎72・6120

省エネルギー改修を行った住宅

要件

- H26/4/1以前に建築
- 改修後の住宅部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること ※①
- 次の改修工事に該当するもの
 - 1) 【必須】窓の断熱性能を高める改修工事(省エネ建材等級4つ星以上)を実施
 - 2) 1)の改修と併せて行う天井、壁または床の断熱性を高める改修工事(過去に省エネルギー改修の軽減を受けている場合は対象外)
 - 3) 1)または2)の工事と併せて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事を行うもの
- 省エネルギー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が次の要件を満たすもの
 - ・ 1)または2)の場合、費用が60万円を超えるもの
 - ・ 3)の場合、1)または2)の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に3分の2(省エネルギー改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類

- 熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②
- 住民票(コピーも可)
- 増改築等工事証明書など ※③
(H29/3/31以前の場合は、代わりに熱損失防止改修工事証明書)
- 省エネルギー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
- 補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

バリアフリー改修を行った住宅

要件

- 新築から10年以上が経過
- 65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住
- バリアフリー改修後の住宅部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること ※①
- 廊下の拡幅、階段の傾きの緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床段差の解消、床の滑り止め、扉の改良などを実施
- バリアフリー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積100㎡を限度に3分の2に減額

申告書類

- 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書 ※②
- 住民票(コピーも可)
- 年齢や介護、障がいなどを証する書面
- バリアフリー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

耐震改修を行った住宅

要件

- S57/1/1以前に建築
- 耐震改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に2分の1(耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類

- 耐震基準適合住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②
- 増改築等工事証明書 ※③
- 耐震改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 扉の性能評価書(該当する場合のみ)
- 耐震改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
- 補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

共通事項

- 改修工事完了日から3カ月以内の申請が必要です。やむを得ない事情がある場合はご相談ください
- 申請後、税務課による現地調査があります
- 基本的に同時適用はできませんが、省エネルギー改修とバリアフリー改修の減額措置は、同時に受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください
- ※①併用住宅は住宅部分が延べ床面積の2分の1以上であること。住宅部分が対象、貸家住宅は対象外
- ※②申請書は、税務課(市役所1階15番窓口)または市HPから入手可
- ※③増改築等工事証明書の発行には費用を要し、税の減額分を超える場合があるため、事前に要確認。証明書の発行は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、建築士事務所に属する建築士が行います